

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【公表番号】特表2002-529565(P2002-529565A)

【公表日】平成14年9月10日(2002.9.10)

【出願番号】特願2000-581091(P2000-581091)

【国際特許分類】

C 09 D 161/28 (2006.01)

C 09 D 5/00 (2006.01)

【F I】

C 09 D 161/28

C 09 D 5/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月13日(2006.9.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】水性分散体の形態の粉末組成物を基材に施すことによりコーティングを作製する方法であって、

A) 15～30重量%の1つまたはそれ以上のメラミン樹脂、

B) 3～30重量%の1つまたはそれ以上の多価アルコール、

C) 10～50重量%の1つまたはそれ以上のホスフェートおよび/またはポリホスフェート、そして

D) 3～30重量%の1つまたはそれ以上のクロロパラフィンおよび/またはメラミンおよび/またはメラミン誘導体および/またはジシアノジアミドを含有する粉末組成物が使用され、プラスチック、コンクリート、鋼または木材をベースとする基材に分散体が施されることを特徴とする上記コーティングの作製方法。

【請求項2】メラミン/ホルムアルデヒド反応の生成物をベースとするメラミン樹脂が成分Aとして使用されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】ペンタエリスリトールが成分Bとして使用されることを特徴とする請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】ジペンタエリスリトールが成分Bとして使用されることを特徴とする請求項1または2に記載の方法。

【請求項5】メラミンおよび/またはメラミン誘導体が成分Dとして使用されることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】粉末組成物が成分AからDに加えて、さらに添加される物質として水酸化アルミニウムおよび/または硼酸亜鉛を含有することを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項7】粉末組成物が成分AからDに加えて、0～5重量%の量の膨張可能なグラファイトを含有することを特徴とする請求項1～6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項8】噴霧乾燥によって使用に先立って粉末形態に転換されている液体成分が、成分AからDとして使用されることを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の方法。

【請求項9】40～80重量%の粉末組成物を20～60重量%の水と搅拌下で混合することによりつくられる水性分散体が使用されることを特徴とする請求項1～8のい

ずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 10】 プラスチック、木材、鋼およびコンクリートをベースとする基材上にコーティングを作製するために、

- A ) 15 ~ 30 重量 % の 1 つまたはそれ以上のメラミン樹脂、
- B ) 3 ~ 30 重量 % の 1 つまたはそれ以上の多価アルコール、
- C ) 10 ~ 50 重量 % の 1 つまたはそれ以上のホスフェートおよび / またはポリホスフェートそして
- D ) 3 ~ 30 重量 % の 1 つまたはそれ以上のクロロパラフィンおよび / またはメラミンおよび / またはメラミン誘導体および / またはジシアノジアミドを含有する粉末組成物の水性分散体としての使用。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明に従うとき、クロロパラフィン、メラミンおよび / またはメラミン誘導体、例えばメラミンホスフェート、メラミンシアニュレートおよびジシアノジアミドが成分 D として使用される。これらは熱の作用下で不燃性ガスを生成するために使用される。メラミンおよびメラミン誘導体の使用が特に好ましい。